一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　二子沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　新潟県南魚沼市清水字清水入六七四番二九〇地内四等三角点西谷後を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第二百六十七号、昭和十二年内務省告示第三百五十号、昭和六十三年建設省告示第千八百二十八号で指定した土地の区域を除く。）
　基準点から三五四度五八分四八秒　五二八・五一一メートルの地点　一号
　標柱一号から一五度三二分三三秒　一三四・一三一メートルの地点　二号
　標柱二号から一三九度二八分四一秒　一五一・八三九メートルの地点　三号
　標柱三号から一五一度〇二分五六秒　八八・一九三メートルの地点　四号
　標柱四号から一三三度〇九分〇八秒　七二・〇二〇メートルの地点　五号
　標柱五号から一二〇度〇七分二九秒　七六・八八二メートルの地点　六号
　標柱六号から一〇九度四〇分四九秒　三五八・三五二メートルの地点　七号
　標柱七号から一〇一度一二分五五秒　九七・〇八七メートルの地点　八号
　標柱八号から一〇七度四三分二四秒　八三・六〇一メートルの地点　九号
　標柱九号から一〇二度五一分二八秒　七七・四七一メートルの地点　十号
　標柱十号から九〇度三四分四三秒　八一・二八一メートルの地点　十一号
　標柱十一号から九五度二八分二四秒　四七・五五六メートルの地点　十二号
　標柱十二号から二五八度一四分〇六秒　四一〇・五七四メートルの地点　十三号
　標柱十三号から二八四度五三分〇八秒　四五五・三五四メートルの地点　十四号
　標柱十四号から二九五度三七分二四秒　四八五・九七二メートルの地点　十五号

○国土交通省告示第千二百七十六号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

　平成二十八年十一月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　中津川
二　砂防法第二条の土地の表示
　長野県下水内郡栄村大字堺字上ノ原一八〇二四番二地内三等三角点西ノ峯を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十一年内務省告示第二百九十一号、昭和三十七年建設省告示第二千二百四十四号、昭和三十七年建設省告示第二千二百四十五号、昭和五十五年建設省告示第六百八十七号で指定した土地の区域を除く。）
　基準点から三五九度〇二分〇九秒　一八五八・八四七メートルの地点　一号
　標柱一号から一六八度五八分四五秒　四六・六六一メートルの地点　二号
　標柱二号から一一度五〇分二二秒　一九六・七〇二メートルの地点　三号
　標柱三号から二〇八度三九分四八秒　八四・六九五メートルの地点　四号
　標柱四号から二四九度四一分四五秒　二三三・二〇六メートルの地点　五号
　標柱五号から二一八度一七分〇八秒　二五四・七〇五メートルの地点　六号
　標柱六号から一九七度四七分三四秒　一三二・二六一メートルの地点　七号
　標柱七号から一八三度三〇分一七秒　六三・四〇二メートルの地点　八号
　標柱八号から一六四度一五分四三秒　五六・九八三メートルの地点　九号
　標柱九号から一九三度五一分二七秒　六一・七八一メートルの地点　十号
　標柱十号から二二〇度一七分五二秒　四二・〇八三メートルの地点　十一号
　標柱十一号から一八〇度五八分〇〇秒　三五・六八六メートルの地点　十二号
　標柱十二号から一九七度三〇分五四秒　三六・三五七メートルの地点　十三号
　標柱十三号から二三五度三二分四七秒　二二・一六七メートルの地点　十四号
　標柱十四号から一八二度一七分二八秒　四一・四二四メートルの地点　十五号
　標柱十五号から二五七度一九分三八秒　三八七・九六一メートルの地点　十六号
　標柱十六号から二二一度二七分〇八秒　八二・一一二メートルの地点　十七号
　標柱十七号から一九八度三八分一九秒　二三七・九八八メートルの地点　十八号
　標柱十八号から二〇六度〇七分〇四秒　一四五・三五九メートルの地点　十九号
　標柱十九号から一四九度四七分〇四秒　一二七・六八三メートルの地点　二十号
　標柱二十号から一四九度四七分〇六秒　四一〇・七一三メートルの地点　二十一号
　標柱二十一号から三〇四度四〇分三四秒　一九九・五四三メートルの地点　二十二号
　標柱二十二号から三二七度五九分一二秒　三九〇・一二八メートルの地点　二十三号
　標柱二十三号から五度一一分五五秒　一四〇・〇八七メートルの地点　二十四号
　標柱二十四号から三七度五五分三四秒　一三五・七九一メートルの地点　二十五号
　標柱二十五号から二五度五二分一五秒　一九〇・三七〇メートルの地点　二十六号
　標柱二十六号から二五度三五分一七秒　一三八・一三九メートルの地点　二十七号
　標柱二十七号から三九度一七分一七秒　三一七・一八三メートルの地点　二十八号
　標柱二十八号から六度四〇分四六秒　二三五・三九九メートルの地点　二十九号
　標柱二十九号から三二度一五分三五秒　六三六・四七三メートルの地点　三十号

○国土交通省告示第千二百七十七号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

　平成二十八年十一月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　湯の沢川
二　砂防法第二条の土地の表示
　昭和三十七年建設省告示第二千九百五十九号で指定した土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域
　青森県中津軽郡西目屋村大字砂子瀬
　湯ノ沢国有林
　一一二林班の[2]小斑　一号
　尾太国有林
　一二四林班る[1]小斑　二号
　水上　九十四番　三号
　宮元　一五〇番　四号

○国土交通省告示第千二百七十八号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

　平成二十八年十一月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　船路沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　奈良県御所市大字船路
　三〇九番一　一号
　四〇〇番一　九号
　三〇一番一　十号
　奈良県御所市大字五百家
　五〇〇番七　二号
　五〇〇番四　三号及び四号
　五〇〇番三　五号
　五〇〇番二　六号及び七号
　四九五番一　八号

○国土交通省告示第千二百七十九号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

　平成二十八年十一月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　高原川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　愛媛県越智郡上島町岩城
　六二七一番　一号、六号及び九号
　六二七三番　二号
　六三〇一番一　三号及び四号
　六三〇〇番　五号
　六二七〇番　七号及び八号